

# 令和4年度南山城村結婚新生活支援事業費補助金（概要）

南山城村税住民福祉課

## 1 目的

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、本村における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費および引越し費用の一部を助成するものです。

※補助額が予算額に達し次第受付を終了します。

申請をお考えの際は、事前に南山城村税住民福祉課で確認をお願いします。

## 2 概要

### 1) 対象となる世帯

- ①交付申請時に双方または一方が南山城村に住所を有する新婚世帯で、交付申請時点において夫婦ともに満39歳以下である新規に婚姻した世帯（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。以下同じ。）
- ②世帯の所得が400万円未満、または下記により算出した世帯の所得が400万円未満であるもの
- ③世帯の所得が400万円以上500万円未満、または下記により算出した世帯の所得が400万円以上500万円未満であるもの
- ④村が課した村税等の納付金及び府税に滞納がない世帯および過去に本補助金の交付を受けたことがない世帯に限る。

### 2) 世帯所得の算出方法

所得証明書をもとに、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の夫婦の合計所得金額（令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和2年分の合計所得金額）を合算した金額とする。ただし、下記（ア）（イ）の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

（ア）夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合

離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。ただし申請日において無職の場合に限る。

（イ）貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

### 3) 補助金額

住居費と引越し費用を合算した金額とする。ただし、世帯の所得が400万円未満、または上記により算出した世帯の所得が400万円未満であるものは、世帯あたり30万円を上限とし、世帯の所得が400万円以上500万円未満、または上記により算出した世帯の所得が400万円以上500万円未満であるものは、世帯あたり18万円を上限とする。

### 4) 申請期間

令和4年4月18日から令和5年3月31日まで  
（窓口受付のみ、郵送不可）

### 5) 交付件数

- ①世帯所得400万円未満：2件（先着順2件）
- ②世帯の所得が400万円以上500万円未満：2件（先着順2件）

## 6) 補助対象

① 新規の住宅取得費用に対する支援（令和4年4月1日以降の経費について対象）

- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該住宅の住所への転入届を提出し、受理されていること。
- ・売買契約書および領収書（売買契約における一時金の領収書も可とする）の写しを提出すること。

② 新規の住宅賃貸費用に対する支援（令和4年4月1日以降の経費について対象）

- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該住宅の住所への転入届を提出し、受理されていること。
- ・賃貸借契約書および領収書の写しを提出すること。
- ・婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料、共益費、仲介手数料を対象とする。
- ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- ・生活保護による住宅扶助を受けている場合はその全額を補助対象外とする。
- ・公的制度による家賃補助分については補助対象外とする。

③ 婚姻に伴う引越しに係る経費（南山城村内に転入または転居し、引越し業者または運送業者へ支払った実費）に対する支援であって、下記の要件を満たしていること。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われた引越しであることの確認できる領収書その他の文書を提出すること。

## 7) 添付書類

### (1) 必須

- ① 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本）
- ② 令和4年度（令和3年分）所得・課税証明書  
令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書
- ③ 夫婦の府税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- ④ 対象経費の確認がとれる資料の写し  
例) 売買契約書（写）および領収書（写）、賃貸借契約書（写）および領収書（写）、引越し業者の領収書等（写）
- ⑤ 本人の口座が特定できるもの  
通帳表紙やカードの写し

### (2) 該当する場合

- ① 住宅手当支給証明書
- ② 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの
- ③ 離職票の写し

## 3 交付の流れ

- ① 【申請者】交付申請書（実績報告とみなす）の提出  
※南山城村税住民福祉課へ直接持参してください。（郵送申請はできません。）
- ② 【南山城村】交付申請書の審査
- ③ 【南山城村】交付決定（確定通知とみなす）
- ④ 【申請者】交付請求書の提出
- ⑤ 【南山城村】申請者名義の口座へ振込